

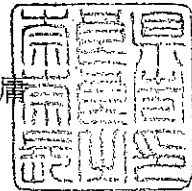


別紙様式第2号 (第3関係)

平成28年8月17日

奈良市議会議長 浅川 仁 様

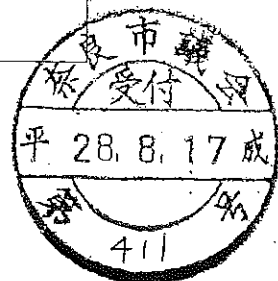
回答者 奈良市長 仲川 元 庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松石聖一議員の文書質問について、次のとおり回答します。

<p>質問事項</p>	<p>環境部私設ジムと報道されたことに関して。</p> <p>先日の報道では、環境清美センター内に「私設ジム」が違法に作られているとされ、市長は関係者の処分についても言及しているとされている。しかしながら事実は、平成10年ころに、当時乱雑に出されたごみによる作業員の負傷事案が多く発生し、それらは危険物（ガラス、注射針など）による切創、骨折、腰痛であったと記憶している。その結果、当時の黒・不透明のごみ袋が透明のものに、また、分別収集の徹底などが実現し、合わせて職場環境の安全対策として、公費によりジムが作られたことも記憶にある。一部報道により、このような経過が歪曲され、結果として本市のイメージダウンにつながったのではないかと危惧するところである。そこで、以下数点について文書により質問する。</p> <p>① 記者会見時、市長は過去の経過と前述の背景についてどの程度認識していたのか。</p> <p>② ジムは福利厚生施設なのか、労働安全衛生設備なのか。</p> <p>③ 労働安全衛生法に基づき設置された委員会の位置づけと権限について理解しているか。</p>
-------------	--



	<p>④ 健全な労使関係はどうあるべきと考えているか。</p> <p>⑤ 公費で購入した運動機器（奈良市備品）について、どう扱うのか。</p> <p>⑥ 職場の労働安全衛生について、今後どう考えるのか。</p> <p>⑦ 当初は職員の処分についても言及したと聞く、誰をどう処分すると考えていたのか。また、その理由について。</p> <p>以上について、回答を求める。</p>
<p>回答内容</p>	<p>① 7月12日の記者会見時点では過去の経緯等については認識しておりませんが、駐車場棟に設置したトレーニング室に法令違反があったため、それが問題であるとして公表したものでございます。</p> <p>② 運動器具については、労安関係予算として平成12年度に備品として購入した経緯があり、現在、市職員安全衛生中央委員会の環境部収集・処理部門合同安全衛生委員会から、7つの事業場委員会の相互調整等を行う中央委員会に対して同様の質問（報告）があり、そちらで検討することになっております。私としましては、現在の市民感情も考慮の上、今後の対応につきましては、総合的に判断したいと考えております。</p> <p>③ 本市では労働安全衛生法第19条第1項の規定に基づき、奈良市職員安全衛生規則を設けており、その中で各事業場に安全衛生委員会を置き、職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議し、その結果を市職員安全衛生中央委員会に報告する（規則第13条）、中央委員会は職員の安全及び衛生に関する重要事項を調査審議し、市長に意見具申する（規則第20条の2）とされております。</p> <p>④ 健全な労使関係については、法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」に基づき、双方が信頼に裏打ちされた良好な関係であるべきと考えております。</p>

- ⑤ 過去に公費で購入された運動器具につきましては、これまでの利用実態と共に市職員安全衛生中央委員会の検討結果、及び他市の状況も踏まえ、今後の取扱いを検討してまいりたいと考えております。
- ⑥ 職場の労働安全衛生については、引き続き本市職員安全衛生管理体制の中で、職員の健康管理及び安全管理体制整備を総合的、計画的に実施し、さらなる職員の安全衛生の向上、快適で働きやすい職場環境の形成に取り組んでいきたいと考えております。
- ⑦ 職員の処分に関しましては、逮捕起訴された職員について、市職員分限懲戒審査委員会に諮った後、厳正に対処する旨を申し上げます。

なお、今回の一連の事案において、法令違反等処分基準に該当する場合には、処分等を検討する必要もあると考えております。

(担当部局：総務部人事課・環境部環境事業室廃棄物対策課)

受理日	28年 8月 17日
-----	------------